

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち	節	第1節 市民協働・地域コミュニティ	責任者	所属	協働推進課				
基本施策	市民協働・地域コミュニティ	総合計画書記載ページ	P180-183		氏名	小松 浩				
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●市民一人ひとりが、それぞれの能力を生かし、支え合い、つながり合いながらまちづくりに参加して、自分たちのまちに愛着と誇りを持って暮らしています。 ●市民と行政が、それぞれの責任と役割を認識し、対等な立場で連携、分担、協働によるまちづくりが進められています。 ●地域住民相互の信頼関係の下、それぞれの地域が課題解決のために自ら考え、自ら行動し、活気のある地域づくりを進めています。 	基本施策の実施状況・成果 【総括的評価】	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加の手続き、方法、その公表など市民参加及び協働についての基本的な事項を定め、協働によるまちづくりを推進することを目的とした岩倉市市民参加条例を施行した。 ・中間支援組織と位置づけられた市民活動支援センターを中心に、市民活動助成金をはじめとした多くの事業や行事を拡大・発展させた。 ・地域コミュニティについては、各行政区への区育成補助金のうち事業費割を増額することで、行政区が行う交流や親睦への支援を拡大した。また、各行政区等に設置されている公会堂等施設の改修・修繕等を実施した。 							
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠		
	市民活動に参加している市民の割合	%	年度 H25 基準値 16.3	H24 -	H25 16.3	H26 -	H27 -	H28 12.9	H32 15.0	・市民意向調査、市民アンケートによる
	計画段階からの市政への市民参画に満足している市民の割合	%	H25 74.4	-	74.4	-	-	79.8	77.0	・市民意向調査、市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 市民活動・市民協働の活性化	市民活動支援センター登録団体数	206 団体(H26)	212 団体	220 団体	220 団体				○	
	市内のNPO 法人数	13 団体(H26)	13 団体	12 団体	15 団体					
① 市民活動・交流拠点の充実	市民活動団体が気軽に集え、情報交換などができる場として、市民活動支援センターの機能の充実を図ります。また、市民、市民活動団体等の連携支援を図るために、情報通信機器の利活用などにより、市民活動支援センターを拠点とした市民活動のネットワーク化を図ります。					市民活動支援センターの印刷機の無料利用の実施や機材の充実を図っている。多くの市民活動団体が気軽に集え情報交換ができ、職員、市民活動支援センター職員及び市民活動団体の繋がりができるような取組として、登録団体全体を月1回実施している。平成28年4月1日より、活動拠点としてより利用しやすくするため、登録団体の施設の予約可能時期を6か月前からとした。		市民活動支援センターの作業室に設置している印刷機等やサーバ等機器の更新等について検討が必要である。	市民活動支援センターの機能充実を中心にして、市民活動の活性化を図っていく。	○
② 市民活動情報の受発信と相互交流機会の充実	市民活動への参加機会の拡大をめざし、市民プラザまつりや65歳の集いなど市民活動団体、ボランティア団体やNPO法人等の活動を紹介する場と団体相互が交流できる機会を引き続き設けます。また、活動を手伝いたい市民と手伝ってほしい市民活動団体を結びつける仕組みであるまちづくりネットワークを活用して、市民活動の活性化に努めます。					市民活動情報を掲載した情報誌かわらばんの発行やホームページ、SNS、映像配信により情報発信を行っている。市民活動への参加機会の拡大のための取組として、65歳の集い、市民プラザまつりに加えて、平成28年度からつづじ交流会やきさらぎ交流会を実施し、市民活動助成金事業の実績報告やまちづくりネットワークの成果報告を行った。		ホームページ、SNS、映像配信に必要な情報通信機器の更新等について検討が必要である。各行事の参加者数の増加、参加者層の拡大のための改善が必要である。	情報通信機器等の更新について検討していく。各行事についての情報発信を行い、参加者数の増加、参加者層の拡大を図っていく。	○
③ 市民意識の向上と市民活動組織の養成	広報紙やホームページ、協働事業などを通じて、市民活動・市民協働に関する市民意識の啓発・向上を図ります。また、NPO法人の設立支援などを行うための人材の育成に取り組むとともに、公益的な市民活動組織の養成に努めます。					広報紙で定期的に協働のまちづくりコーナーを掲載するなど、市民活動・協働に関する意識の啓発・周知等を行うとともに、市民活動支援センターにおいてNPO法人の設立支援相談、市民活動相談を随時実施している。平成28年度は、岩倉市総合体育文化センターにて岩倉市が中心となり2市3町協働フォーラムを開催し、市民活動団体の交流や市民協働に関する意識の向上を図った。		県や近隣自治体と協働して、より多くの行事や研修等を幅広く実施していく必要がある。また、NPO設立のための支援や公益的な市民活動組織を養成する方法を習得する研修等を行う必要がある。	近隣自治体との情報交換や業務連携を密にして、広域的な情報提供などの支援を行っていく。	◎
④ 市民活動助成制度の充実	公益的な市民活動の自立的発展を促進するために、地域が抱える課題解決を図る事業、市民の福祉向上やまちづくりに貢献する事業を行う市民活動団体に対して、団体の活動段階に応じて助成する市民活動助成金制度の充実や、市民の自由で創造的な発想による提案公募型事業などの導入を図ります。					平成27年度の市民活動助成金申請団体は12団体であった。平成28年度の市民活動助成金の申請については、市民活動支援センターが市民活動助成金申請書作成や発表用のパワーポイント資料の作成を支援し、より申請しやすい環境づくりに努めた結果、前年度を上回る14団体からの申請があった。		助成事業の成果の検証や、助成終了後の活動のサポートなどを確立していく必要がある。	市民活動助成金審査会の意見を聞きながら、議論を深めて、より良い制度づくりを目指す。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
⑤ 市民自治・協働の推進	市民、市民活動団体、地域コミュニティ、事業者、行政などが、それぞれの責任と役割を明確にし、市民と行政との協働ルールなどを定めた自治基本条例等の検証を行いながら市民への浸透を図ります。					自治基本条例審議会において進捗状況を検証した。また、市民参加条例を施行し、職員の協働意識を啓発するため、全職員に向け協働研修を実施した。岩倉まちづくり出前講座のメニューに「市民参加条例について」を追加した。		引き続き研修を実施し、執行機関側での運用方法の確立や、実際に協働に関する研修等に参加する職員を増やしていく必要がある。	職員だけでなく、市民や行政区役員を対象にした講演会や研修を開催していく。	○
(2) 地域コミュニティの強化	身近な地域活動が盛んであると感じている市民の割合	31.4% (H26)	-	25.9%	35.0%				○	
	地域自治リーダー養成講座受講者数	30人 (H26)	-	0人	150人					
① 地域自治組織関連施設の充実	各行政区等に設置されている地域集会所や学習等共同利用施設、公会堂等を地域活動や市民活動の場として有効利用を図るため、各行政区等の協力を得て利用しやすい施設運営を促進します。また、施設の改修・修繕や施設用備品類の更新等に対して支援を行います。					指定管理者制度等により市民が利用しやすい施設運営を促進するとともに、各行政区の要望に応じて施設の改修・修繕や施設用備品類の更新等に対して支援を行っている。平成28年度は、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業の利用を支援し、岩倉市コミュニティ活動設備費助成金交付要綱を改正した。		各施設は経年劣化などにより修繕や備品買換の需要が高まっている。市、行政区ともに財政的負担が大きくなっている。	コミュニティ助成事業などの有益な情報を発信し利用を促していく。公会堂等の活用について模索していく。	○
② 地域コミュニティ組織の情報発信の強化支援	各行政区等の地域自治活動への支援と地域住民の参加促進及び地域間の連携を図るために、市民活動支援センターを拠点とした情報発信などにより活動を支援します。					市民活動支援センターにおいて、行政区の会計管理ソフトの提供や印刷機の無料利用による支援を行っている。また、市民活動支援センターの利用促進のため、第1回区長会を岩倉市民プラザで開催し、各行政区長に施設や設備について説明等を行った。市民活動団体と行政区が協働し、八剣町、泉町、井上町公会堂や岩倉団地自治会で市民活動助成金助成事業である高齢者向けの映画会が実施された。		行政区の市民活動支援センターの利用が少ないため、行政区にとって有益な利用方法を検討する必要がある。	行政区に対して有益で多様な情報を発信していく。市民活動支援センターの有益な利用方法を提案していく。	○
③ 地域コミュニティ活動・組織の活性化	地域コミュニティの活動と組織の活性化を図るため、地域の防災・防犯活動や福祉・保健活動など地域住民が主体となった公益的な活動に対する助成・支援の充実や、地域コミュニティのリーダーとなる人材育成などを進めます。また、市民のコミュニティ意識の醸成と地域コミュニティ組織への加入促進の支援に努めます。					行政区等で管理されている施設や事業に必要な経費に対し、区育成補助金を交付している。平成28年度は、事業費割を増額することで支援を拡大した。また、行政区への加入を促進するチラシを行政区からの要望により作成し、各行政区において利用しやすいよう市ホームページに掲載するなど支援した。		行政区加入の推進や、新たな地域のリーダーの育成に向けた効果的な取り組みが求められる。	行政区役員を対象にした講演会や協働研修を実施する。	◎
(3) 市民参加機会の拡大	市民参加により策定される個別計画の割合	54.5% (H26)	-	42.8%	100%				○	
① 企画・計画段階からの市民参加機会の充実	公募や市民委員登録により、審議会や委員会等への市民の参加機会を拡大するとともに、意見交換会の開催や無作為抽出により参加者を募る市民討議会の開催など、多様な市民参加機会の創出と参加意識の高揚に努めます。					市民参加条例において、市民参加の手続きとして規定した審議会等の設置、アンケートの実施、意見交換会・市民公聴会・市民討議会の開催、パブリックコメント手続の実施、政策提案制度及び市民委員登録制度の積極的な利用を周知した。政策提案制度による政策が1件提案され、政策提案検討委員会で検討し、結果を公表することができた。		職員、市民ともに市民参加の手続きの活用についての意識を高める取組を推進する必要がある。	市民参加条例に関する研修等を継続して実施する。広報紙やホームページ等で市民参加の手続の実施予定を周知していく。	○
② 各種計画策定時における市民意見の反映	「広報・広聴」の再掲 (P195)									

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩むひらかれたまち			節	第2節 男女共同参画			責任者	所属	協働推進課			
基本施策	男女共同参画			総合計画書記載ページ	P184-186			氏名	小松 浩				
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●男性も女性も、その個性と能力を十分に発揮することができる社会が実現しています。 ●家庭においても社会の中でも固定的な性別役割分担意識がなくなり、男女の人権が尊重されています。 			基本施策の実施状況・成果 【総括的評価】	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画行政推進会議及び懇話会を開催し、男女共同参画基本計画の進捗状況を検証した。検証結果をもとに計画の推進にあたっての問題点等を共有し、それらの改善に取り組むことで男女共同参画社会形成の推進を図った。 ・女性活躍推進法の施行など男女共同参画に関する社会状況の変化に合わせ、基本計画の見直しを行った。 ・生涯学習講座で「男女共同参画セミナー」の開催による男女共同参画意識の啓発や相談窓口等などの情報提供を実施した。 								
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値			目標値	算出根拠		
	男女共同参画社会形成のための啓発活動や環境づくりに満足している市民の割合			%	年度	基準値	H24	H25	H26	H27	H28	H32	・市民意向調査、市民アンケートによる
					H26	80.9%	-	80.9	-	-	85.2	85.0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
(1) 市民参加による男女共同参画社会の推進									○
① 市民参加による男女共同参画社会の推進	男女共同参画基本計画に基づく個別施策の進捗状況を検証する市民参加の男女共同参画懇話会を設置するなどの取組を通じて、男女共同参画社会形成の推進を図ります。					男女共同参画基本計画の推進のため、職員で構成される男女共同参画行政推進会議及び市民・有識者・職員で構成される男女共同参画懇話会を開催し、個別施策の進捗状況について検証した。 「岩倉市男女共同参画基本計画 2011-2020」の期間は10年としているが、社会状況の変化を勘案し、おおむね5年をめぐり見直すこととなり、計画期間（平成23年度～平成32年度）を同じくする第4次総合計画の改訂後の平成28年度に各種法令及び制度の改正等を踏まえて見直しを行った。	男女共同参画の推進は、行政全般に渡る内容であり、各担当課において男女共同参画に対する理解を深めていく必要がある。	引き続き、男女共同参画基本計画を推進していく。	○
(2) 男女共同参画の意識啓発等	男女共同参画に関する講座・イベント参加者数	256人(H26)	77人	349人	300人				○
① 男女共同参画意識の啓発	男女共同参画に対する理解促進を図るため、広報紙やホームページによる啓発を推進するとともに、学校等との協力や男女共同参画セミナーなどを通して、幼少期から高齢者まで人権教育を含む男女共同参画についての教育や講座を実施します。					男女共同参画に関連する情報を広報紙に掲載した。生涯学習講座の中で、市民が主体となり、企画運営を行う「男女共同参画セミナー」を開催し、男女共同参画意識の啓発に努めた。 国や県、関係機関から送付される啓発資材を活用し、イベント時に情報提供するなど啓発に努めた。	セミナー・講座などの参加者は高齢者、女性が多く男性の参加をどのように増やすかが課題である。	市民に必要な情報を広報紙やホームページにて周知する。 効果的なセミナーを企画する。	○
② 相談体制・情報提供の充実	配偶者や恋人などに対する暴力の根絶に向けて、また、性差や人権に関する相談に対応するため、県の関係機関と連携を図り、的確な情報収集と相談窓口の紹介などに努めます。					基本計画で、「女性に対する暴力の根絶」に関する取組を当市のDV防止計画と位置づけ、市民の意識の向上と女性への暴力を許さない環境づくりに努めた。 被害者支援相談窓口や支援活動実施団体のパンフレット配布やDV被害相談の実施のほか、児童虐待、高齢者虐待などの対応に努めた。	犯罪被害者が被害を相談することができない場合もあるため、相談しやすい環境を整備する必要がある。 被害者保護のため部署の枠を越えた連携が必要である。	関係機関と連携を強化し、相談窓口の紹介など適切な対応に努める。	○
(3) 多様な機会における男女共同参画の推進	審議会等への女性登用率	28.9%(H26)	29.1%	26.9%	35.0%				○
① 審議会などへの女性の参画の拡大	女性の声を市政に反映させるため、市の様々な審議会や行政委員会などの女性委員の登用率を向上させます。					男女共同参画行政推進会議などの場を通して女性の登用を促した。また、各部署においても委員等を委嘱する際には、女性委員の割合を意識して委嘱されている。	審議会の内容によっては専門性が必要な場合もあり、女性を登用することが困難である。公募や市民委員登録制度の利用も促進する必要がある。	今後も委員等には、積極的に女性を登用するよう各部署に対して周知啓発に努める。	○
② 職場における男女共同参画の促進	本市において女性の採用、登用、職域の拡大に努めます。また、就労における男女格差の是正、女性の就労機会の拡大に向けて、男女共に働きやすい職場環境づく					女性職員を民間企業等の研修に派遣するなど能力開発の支援を行った。	事業所に向けた周知啓発について、検討が必要である。	職場環境づくりについて周知啓発方法を検討し	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標				個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由			積み残し課題（新たな課題）
個別施策の名称	個別施策の内容								
	りについて広く啓発します。				愛知県、周辺市町及び商工会議所・商工会と連携し、就職フェア・若年者就職相談窓口・創業支援セミナーを開催し、就職支援及び創業支援を実施した。			ていく。	
③ 家庭生活・地域生活における男女共同参画の促進	家庭において男女が共に家事・育児や介護・看護を担うことができるよう、特に男性を対象にした講座やイベントの開催等に努めます。また、地域活動への女性リーダーの登用、地域ボランティア活動への男女バランスのとれた参加促進に努めます。				生涯学習講座で男女共同参画セミナーを開催したほか、保健センターで父親の育児参加促進に関わるセミナー等を開催した。 女性リーダーの育成のため、1名を女性指導者研修会に派遣した。		若い男性の参加が少ないため、講座の企画及びPR方法に工夫が必要である。 地域コミュニティにおいては、女性の一層の活躍が必要とされており、研修などへの参加により、地域活動の担い手となる指導者の資質向上や育成に努めているが、研修期間が長いものなどは参加が難しい。	男性が参加しやすい企画やPR方法を検討する。 多方面への働きかけを行うなど、地域コミュニティリーダー育成のための研修へ参加を促していく。	○
④ 社会参加を支える制度等の周知・啓発	働く男女が仕事と家事・育児、介護・看護などを両立できるよう、保育・介護サービスの周知を図るとともに、育児休業・介護休業制度の活用について啓発します。				「いわくら子育て情報」により、複数の部署が実施する保育・育児サービスをまとめて、赤ちゃん訪問事業などで提供した。パパママセミナーやこども救命講習会を土・日曜に開催し、働く親も参加できるように努めた。		育児休業等を利用しやすい雰囲気づくりや職場の理解が必要である。	今後も制度の活用に向けて周知啓発に努める。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち	節	第3節 国際交流・多文化共生	責任者	所属	協働推進課					
基本施策	国際交流・多文化共生	総合計画書記載ページ	P187-189	氏名	小松 浩						
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●市民レベルの国際交流が活発に行われ、様々な国や地域の文化、習慣などにふれる機会が充実しています。 ●多文化共生に対する関心と理解が高まり、日本人と外国人が共に地域活動を行っています。 	基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> ・岩倉市国際交流協会の活動を支援したことにより、様々なイベントが開催され、国際交流活動の推進が図られた。中学生海外派遣事業は平成24年度からモンゴルへ中学生を派遣し、文化風習に触れ、国際感覚を養うことができた。また、国際交流員事業は国際交流員による料理教室、クリスマスイベント等を開催する中で異文化を紹介した。また、中学校での英語指導助手、小学校、児童館での国際理解教育、広報紙への国際理解関連記事の掲載、通訳翻訳業務を行った。 ・広報紙で外国人向けの市政情報掲載、外国人サポート職員による外国人支援、国際交流協会主催の各種イベントを通じた住民間の交流促進を実施した。 ・外国人が多く住んでいる東小学校での地域合同防災訓練に外国人の参加を呼びかけた。 								
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠			
	国際交流や外国人との共生に満足している市民の割合	%	年度 H26	基準値 84.1	H24 -	H25 -	H26 84.1	H27 -	H28 84.1	H32 90.0	・市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 国際交流の促進	中学生海外派遣生徒数	14人(H26)	14人	14人	14人				○	
① 草の根の国際交流活動の促進	草の根の国際交流を進めるため、広く市民が参加する国際交流に関する講座やイベント、ホームステイ、海外地域への訪問団派遣など、岩倉市国際交流協会等の国際交流団体の活動を積極的に支援します。					国際交流団体である岩倉市国際交流協会の活動を支援し、様々な交流イベントを開催した。		国際交流活動に多くの市民が参加し、活性化するための方法について検討が必要である。	国際交流に関するイベントの内容や周知方法など参加人数を増やすよう検討する。	○
② 国際理解教育の充実	国際交流員による小中学校での活動や異文化体験の貴重な機会となる中学生海外派遣事業の継続によって、子どもたちを対象とした学校における国際理解教育を推進します。また、岩倉市国際交流協会等による講座やセミナー開催支援や地域で開催される各種行事等への国際交流員の積極的な参加促進を通じて、地域における国際理解教育の充実に努めます。					中学生海外派遣事業により、文化風習に触れ、国際感覚を養うことを目的に、モンゴルへ中学生を派遣し、その生徒たちによる体験講演会を開催した。 国際交流員による中学校英語指導助手、小学校・児童館での国際理解教育、広報紙への国際理解関連記事の掲載、通訳翻訳業務等を行った。また、国際交流協会と協働で料理教室やクリスマス会、英会話サークルなど多くの市民が参加できるイベントを企画し、国際理解を深める取り組みを行った。 国際交流員の活動について小中学校でアンケートを取り、国際理解教育授業プラン等の改善につなげた。		一般市民を対象とした国際理解を深める機会であるイベント等の企画及び参加人数が少ないため、国際理解に関する講演などより多くの事業を国際交流協会と協働して実施していく。	市民向けのイベント等を国際交流協会と協働で取り組み、広く周知し参加人数を増やす。	◎
(2) 多文化共生の推進	地域・事業者・外国人等との懇談会開催数	0回(H26)	0回	0回	2回				○	
① 在住外国人の生活環境整備	外国人が日常生活に不安を覚えない暮らしやすい環境づくりのため、外国人にわかりやすい案内看板等を整備するとともに、外国語による市政情報のパンフレット作成などにより生活情報や制度の周知を図ります。また、外国人サポート事業を充実するとともに、岩倉市国際交流協会が開催する日本語教室や健康相談を支援するなど、在住外国人の生活支援に努めます。					ホームページに翻訳サービスを導入し、市政情報を外国人にも理解しやすい形での情報提供ができています。 また、MAP&GUIDE(外国語版)を庁舎内に配置するなど外国人に配慮した生活情報の提供に努めた。 市役所内に外国人サポート職員を配置し、各種手続きや相談等の支援を行った。国際交流協会の開催する日本語教室や健康相談等について広報紙に掲載し、公共施設にパンフレット等を配置した。		各担当課において多言語でパンフレット等作成しているが、その情報が把握できていない。	ホームページ等で外国人向け情報を整理するなどわかりやすい情報を提供するため内容の充実を図っていく。	○
② 在住外国人の地域社会への参画促進	地域コミュニティと連携して、日本の文化・習慣等に関する在住外国人の理解を深めるための交流イベントや在住外国人向けの地域懇談会の開催などまちづくりを日本人と在住外国人との協働によって促進します。					多文化共生についての講演会やイベントのパンフレットを公共施設に配布した。 国際交流協会や市民活動団体の主催するイベント等に国際交流員が積極的に参加し、多文化共生についての意識啓発に努めた。		東小学校区での地域合同防災訓練が雨天により実施できなかったため、29年度は再度調整し、実施する必要がある。避難所における対応等について、岩倉市赤十字奉仕団から講習を受ける機会が持てるよう関係課と調整していく。	外国人向けの地域合同防災訓練の実施に向けて関係課と協力して取り組んでいく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち			節	第4節 平和行政の推進			責任者	所属	秘書企画課		
基本施策	平和行政の推進			総合計画書記載ページ	P190-192			氏名	佐野 剛			
施策がめざす将来の姿	●被爆や戦争体験などの話や資料を絶やすことなく次世代へ受け継ぎ、だれもが平和を大切にしています。			基本施策の実施状況・成果 【総括的評価】	・平成28年度は、第三児童館において開催した戦争体験談を聞く会で、新たに岐阜空襲を記録する会と語り部の会との協働により実施をし、新たな視点で平和の大切さを伝えることができた。 ・被爆体験者や戦争体験者の高齢化に伴い、体験談を話すことができる人が少なくなっている。							
目標値	基本成果指標		単位		基準値		現状値			目標値	算出根拠	
	平和活動の推進に満足している市民の割合		%		年度	基準値	H24	H25	H26	H27		H28
				H25	81.7	-	81.7	-	-	87.7	90.0	・市民意向調査、市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 平和意識の高揚	平和事業を一つ以上認知している市民の割合	54.8% (H25)	-	49.5%	70.0%				○	
	平和コーナー開設中に市民から寄せられた折り鶴の数	48,345羽 (H26)	50,821羽	54,700羽	60,000羽					
	戦争資料展来場者数	730人 (H26)	1,420人	970人	1,000人					
① 平和意識の高揚	戦争体験を風化させることなく平和の大切さを次世代に引き継いでいくため、広報紙やホームページを通じて核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨を普及するなど、平和意識の高揚を図ります。また、平和祈念戦没者追悼式、戦争資料展の継続など、多様な世代の参加による平和啓発事業を推進します。					これまで継続して行っていた核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨の普及や、平和記念戦没者追悼式を実施し、3日間で延べ22名のボランティアが参加した千羽鶴の作成を行った。 また、平和に関するポスターの展示については、これまでの市役所での展示の他、新たに生涯学習センターで展示を行った。		戦争体験を風化させることなく、平和の大切さを引き継いでいくため、これまで実施している事業を来年度以降も実施していく必要がある。	今後も平和に関する事業を実施していく。	○
(2) 子どもを対象とした平和学習の推進	小中学生平和祈念派遣団員数	14人 (H26)	14人	14人	14人				○	
	被爆体験談等を聞く会参加者数	853人 (H26)	1,148人	577人	1,300人					
① 子どもを対象とした平和学習の推進	原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さを知り、平和の大切さを学ぶため、小中学生で被爆体験談等を聞く会を開催するとともに、小中学生を広島と長崎の平和事業に派遣するなど、学校教育における平和学習を推進します。また、国際的な視野を持って平和を考えるために、海外の紛争についても学ぶ機会を設けるよう努めます。					毎年、広島と長崎へ交互に小中学生を派遣している。全小中学校において、語り部の会による被爆体験や戦争体験談を聞く会を実施している。 また、第三児童館において開催した戦争体験談を聞く会では、新たに岐阜市の岐阜空襲を記録する会と語り部の会との協働により実施をし、新たな視点で平和の大切さを伝えることができた。		被爆体験者や戦争体験者の高齢化に伴い、体験談を話すことができる人が少なくなっている。	戦争体験談を聞く会について、語り部の会の他、岐阜空襲を記録する会の他、新たな人材の発掘に努めていく。	○
(3) 平和活動の継承	語り部の会会員数	4人 (H26)	4人	4人	8人				○	
① 平和活動の継承	戦争の実体験を話せる人が少なくなっていることから、戦争体験を語り継ぐ人の育成を近隣市町と連携するなど広域的な取組を進めます。					昨年度に引き続き、岐阜空襲を記録する会と後継者の育成について意見交換することができた。		戦争体験者の高齢化に伴い、語り部を発掘することが困難になってきている。今後は戦争体験を語り継ぐ人材を育成することが課題となっている。 また、近隣市町との連携が必要である。	引き続き、岐阜空襲を記録する会と協働で、戦争体験を語り継ぐ人材を育成・発掘する取組を検討し、近隣市町と連携していく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち				節	第5節 広報・広聴					責任者	所属	協働推進課		
基本施策	広報・広聴				総合計画書記載ページ	P193-195					氏名	小松 浩			
施策がめざす 将来の姿	●すべての市民が、必要な行政情報や地域情報を必要なときに受けることができるようになっていきます。				基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙では毎月の特集や岩倉自慢で多くの市民を取り上げたほか、広報モニターによる地域性の高い情報の紹介など、広報を身近に感じていただけるような取組みを行った。 ・ホームページのニューアルを行った結果、誰にとっても使いやすい、シティプロモーションを意識した情報発信ができるものになった。 ・市民を巻き込んだ新たなシティプロモーション事業として、平成28年12月の市制45周年記念式典にあわせ、「いわくらしやすい」というシンボルメッセージとブランドロゴの発表を行った。 ・岩倉市の魅力再発見と市民の愛着醸成に向けた取組みとして、「いわくらしやすい109の理由」の募集を開始した。 ・平成27年度に続き平成28年度も各行政区を訪問し、各区が抱えている課題等を積極的に把握するように努めた。また、区長会で書面により進捗状況を回答した。これにより継続的な課題について共通認識を持つことができた。 									
	●様々な場で市民と行政とのコミュニケーションが活発になり、市民の声が反映された市政運営が行われています。														
目標値	基本成果指標				単位	基準値		現状値					目標値	算出根拠	
	市政情報の提供に満足している市民の割合				%	年度	基準値	H24	H25	H26	H27	H28	H32	・市民意向調査、市民アンケートによる	
						H25	78.8	-	78.8	-	-	85.1	90.0		

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 広報の充実	広報いわくらを利用している市民の割合	74.2% (H26)	-	73.3%	80.0%	これまでもフォトニュースのコーナーで広報モニターの記事を掲載してきたが、新たに7月号からまちかどスナップのコーナーを設け、地域に密着した話題を掲載した。また、特集や岩倉じまんで多くの市民を取り上げた。			広報モニター以外にも広報紙づくりへの参加意欲を高めてもらう必要がある。	より身近に広報紙を感じてもらえるように気軽に投稿できるコーナーを設ける。
	市ホームページを利用している市民の割合	17.4% (H26)	-	20.8%	30.0%					
① 広報いわくらの充実	親しみやすく読みやすい広報紙とするため、広報モニター制度を活用し、身近なまちの話題を取り上げるなど、市民との協働による広報紙づくりに努めます。					12月1日の市制45周年記念日に合わせてリニューアルを実施し、誰にとっても使いやすい、シティプロモーションを意識したホームページとなった。また、スマートフォン対応となり、いつでもどこでも情報を得やすい環境が整った。新たに作成したシンボルメッセージとブランドロゴについてホームページを中心に積極的に展開・活用した。			市外の人が岩倉に住みたいと感じていただけに、トップページやブランドサイトを中心に、魅力を継続的に発信しつづける必要がある。	シティプロモーション施策とも歩調を合わせながら進めていく。
② 岩倉市ホームページの充実	ホームページの持つ即時性や豊富な情報量、容易に市外からも情報にアクセスできるなどの特性を生かし、まちの魅力を伝える情報や市民生活に役立つ市政情報を迅速かつ詳細に掲載します。また、スマートフォンなどの多様な端末からホームページを閲覧しやすい表示となるよう対応を行います。					ホームページのほか、ほっと情報メール、タウン誌、ケーブルテレビなどを活用して情報提供に努めた。市制45周年記念映像を作成し、DVDだけでなくYouTubeでも視聴できるようにした。			年齢層や生活スタイルを考慮した情報提供方法を工夫する必要がある。	情報をお知らせするのに適切なタイミングを把握できるよう広聴活動と合わせて取り組む。
③ 多様な媒体による広報活動の推進	市民が知りたい情報とその効果的な提供方法を的確に把握しながら、携帯端末や地上デジタル放送、インターネット等多様な媒体や出前講座などを活用した行政情報等の提供に努めます。					広報いわくら音声版を作成し、配布した。また、ホームページでも音声版を聞くことができるようにしている。広報いわくら拡大版を作成し、各施設に設置した。ホームページについてはリニューアルによりウェブアクセシビリティのチェック機能を強化し、国際規格(JIS-X8341-3 2016) 等級AAを満たすように努めた。			ウェブアクセシビリティに配慮しつつ、魅力あふれるホームページを作成することは相反する部分も多くあるため研究が必要である。	ウェブアクセシビリティチェックをさらに強化し、等級AAを目指す。
④ 情報格差の解消	高齢者や障害者にもやさしいホームページの作成に努めるとともに、多様な情報媒体を併用するなど、情報格差にも配慮した行政情報の提供に努めます。									
(2) 広聴の充実	タウンミーティング開催回数	4回 (H26)	4回	2回	15回					
	いどばた広聴参加者数	35人 (H26)	40人	31人	300人					

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標				個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由			積み残し課題（新たな課題）
個別施策の名称	個別施策の内容								
① 直接対話方式の広聴活動の充実	市民本位の市政運営を進めるには、市民の声を直接把握することが重要であることから、市政モニター制度のほか、市民の集まりに市長が出席するタウンミーティングや職員が出向くいどばた広聴の実施などによる広聴活動の一層の充実を図ります。				各行政区をおおむね年2回訪問し、今困っていることや長年の課題となっていること、区としての考え方などを直接話し合い、課題の把握に努めるとともに、迅速な対応に努めた。また、短期的な解決が難しい事案についても進捗状況を書面で報告している。		積極的に地域に出て情報を把握することをさらに進める必要がある。	広聴活動の機会を増やし、より広く、多くの市民から直接意見を伺う。	○
② 市民意向調査の定期的な実施	幅広い市民ニーズと市政に対する評価の推移を的確に把握するために、市民意向調査を継続的に実施します。また、市や市政に対するより多くの意見を収集するために、インターネットを利用したアンケート方法等を検討します。				市民意向調査は、5年に一度、市民の市政に対する評価や要望等を把握し、第4次総合計画の進捗管理及び改定の基礎資料を得るために実施しており、今回は平成30年度実施予定である。平成28年度から、新たに総合計画の進行管理と施策評価を推進するため、総合計画の指標となっている市民意向調査の設問について調査を行った。		平成28年度から、毎年度総合計画の指標に関する調査を実施することとしたが、今回の平成30年度の調査に向けて、回答率の向上及び若い世代からの回答をより多く得るために、インターネットを利用した調査についても検討していく。	今回の平成30年度調査に向けてインターネット調査導入の可能性も含めて検討していく。	○
③ 各種計画策定時における市民意見の反映	多くの市民の意向や提案を市政に一層反映させるため、計画等の策定の際にはパブリックコメントを実施するとともに、委員会や意見交換会、ワークショップなど市民の意見を反映するための多様な方法・機会を充実します。				平成28年度の市民参加の手續の実施予定についてホームページで周知した。 市民参加条例の施行を機に全職員に対し、説明会を実施し、各種計画策定時や審議会等開催時に複数の手續きを取り入れ、多くの市民が参加できるような取組を行うことを周知した。		職員、市民ともに市民参加の手續の手法の活用についての意識を高める取組を推進する必要がある。	市民や職員に対し市民参加条例や協働に関する研修等を継続して実施する。また、市民に対し広報紙やホームページ等で市民参加の手續の実施予定を周知していく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち			節	第6節 情報公開・個人情報保護					責任者	所属	行政課
基本施策	情報公開・個人情報保護			総合計画書記載ページ	P196-198					氏名	中村 定秋	
施策がめざす 将来の姿	●情報公開が充実し、市民から信頼される市政運営が行われています			基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	・公文書目録の公開については、平成27年度からホームページにおいて実施している。 ・市民参加条例に規定する審議会等の会議の公開について、議事録の作成及び公表の基準を作成し、庁内で統一的行うこととした。 ・庁舎のLAN環境について、総務省の示す自治体情報システム強靱性向上モデルに対応し3つのネットワークの分離を行ったことにより、物理的な漏洩リスクを大幅に軽減することができた。 ・マイナンバー法に対応すべく、個人情報保護条例等の改正を行い、マイナンバーが含まれる個人情報（特定個人情報）の保護についての制度を整えた。							
	●市が保有する個人情報の適正な保護が図られています。											
目標値	基本成果指標			単位	現状値					目標値	算出根拠	
	個人情報漏えいによる被害報告件数			件	年度	基準値	H24	H25	H26	H27		H28
					H26	0	0	0	0	0	0	0

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
（1）情報公開の推進										
① 情報サロンの充実	市役所の情報サロンを市政情報の窓口として、その機能向上を図るため、提供情報の充実や公開文書の検索を容易にするなど、必要な行政情報が入手しやすい環境づくりに努めます。					市政情報の窓口として議会の議案や予算・決算の公表、広報いわくらの拡大版の設置、都市計画図や書籍の販売、各種チケットの販売を行った。また、パブリックコメント・各種行政情報に関する資料の閲覧や、パソコンによる市ホームページの検索が可能となっている。		情報の更新頻度を高め、より利便性の高い情報サロンにしていく必要がある。	常に新しい情報を取り入れるとともに、見やすく、利用しやすくするため配置を工夫する。	◎
② 積極的な行政情報の提供	岩倉市自治基本条例の考え方に基づき、ホームページを活用した公文書目録の提供をはじめ、分かりやすい形での行政文書の公開に努めるとともに、積極的な行政情報の提供に努めます。					公文書目録の公開については、平成26年度の公文書からホームページにおいて実施している。 各種計画や条例案について、ホームページや情報サロンでパブリックコメントを実施し、市民から意見を聴取することができた。 自治基本条例審議会の検証結果、施策評価の結果、行政経営プランの実績、行政経営プラン推進委員会の評価結果などをホームページに掲載することができた。 市民参加条例に規定されたことにより、市民参加手続における審議会等の会議の公開については、議事録の作成及び公表の手続についての基準を定めた。 平成29年3月より、市の保有する各種データの一部をオープンデータとして、ホームページに順次公開している。		市民参加手続における審議会等の会議の公開、パブリックコメント、議事録の作成及び公表の手続について、市民参加条例に手続が規定されたため、これに基づき、より確実に実施していく必要がある。 オープンデータとして提供するデータを充実させる必要がある。	市民参加条例に規定する市民参加手続を確実に実施していく。 オープンデータとして提供するデータの充実を図る。	○
（2）個人情報の保護										
① 個人情報保護の徹底	本市が保有する個人情報及び特定個人情報を適切に保護するため、職員研修の実施などにより個人情報保護意識の向上を図るとともに、データの適正な管理や、そのための環境整備に努めます。					個人情報保護研修は、職員向け（受講者21人）、パート職員向け（受講者16人）、新規採用職員向け（受講者20人）に実施し、個人情報の保護の重要性の理解促進に努めた。 庁舎のLAN環境について、総務省の示す自治体情報システム強靱性向上モデルに対応し3つのネットワークの分離を行ったことにより、物理的な漏洩リスクを大幅に軽減することができた。 データの適切な管理を行うための環境整備として、業務用パソコンや複合機の更新に合わせて職員個人単位で管理するICカードによる認証を行う庁舎の入退室管理システムを導入し、時間外はICカードにより入退室を管理したことで、安全な運用ができています。		マイナンバーの他機関との情報連携が平成29年7月から行われることに対応するため、個人情報保護条例等の改正を行ったが、今後も個人情報保護のため適切に対応する必要がある。	研修等を通じ、個人情報の保護を徹底させ、さらなる職員の意識向上を図る。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標				個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由			積み残し課題（新たな課題）
個別施策の名称	個別施策の内容								
② 個人情報の適切な活用	個人情報保護に対する誤った理解が、災害時の避難行動要支援者情報や平常時の福祉的個別支援情報といった各種重要施策の推進において必要不可欠な個人情報の活用を妨げることのないよう、個人情報保護制度の適切な運用に努めます。				<p>災害時避難行動要支援者などの福祉分野において、岩倉市個人情報保護条例を遵守しながら名簿の作成及び管理を実施することができた。</p> <p>目的外で個人情報を利用する事務や外部への提供する事務を行う際には、情報公開・個人情報保護審査会に意見を求めていずれも了解を得られている。従って、個人情報保護条例により、適切に名簿の作成や管理を行っている。</p> <p>マイナンバー法に対応すべく、個人情報保護条例等の改正を行い、マイナンバーが含まれる個人情報（特定個人情報）の保護についての制度を整えた。</p>		特になし。	引き続き、個人情報保護条例に基づき事務を適切に行っていく。	◎
③ 情報セキュリティ対策等の推進	「行政経営」の再掲（P201）								

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち			節	第7節 行財政運営			責任者	所属	秘書企画課			
基本施策	1 行政経営			総合計画書記載ページ	P199-202			氏名	佐野 剛				
施策がめざす 将来の姿	●総合計画の着実な進行管理とともに、行政評価システムの確立及び行政改革の推進により効率的・効果的な行政経営が行われています。			基本施策 の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度以降における行政改革の指針となる第2期岩倉市行政経営プランと同行動計画を策定し、取組を開始した。 最新の情報通信技術を的確に捉えながら、さらなる市民サービスの充実及び事務効率の向上を検討していく必要がある。 国からの要請により、平成28年度までに公共施設等総合管理計画の策定や、市として今後の公共施設をどのように維持していくかを決めていく公共施設再配置計画の策定が課題となっている。 セキュリティを確保しつつ、効率性と迅速性、正確性に最大限配慮した業務環境を整備した。 								
	●行政の情報化が進み、窓口サービス等の利便性が向上し市民サービスが充実しています。												
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値			目標値	算出根拠		
	効率的・計画的な市の行政経営が行われていると思う市民の割合			%	年度	基準値	H24	H25	H26	H27	H28	H32	・市民アンケートによる。
					H26	20.3	-	-	20.3	-	21.4	30.0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 行政改革の推進	新行政改革計画の達成率	81.9%(H26)	-	98.6%	100.0%				○	
① 行政改革の計画的な推進	複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応するため、行政経営プランの計画期間が満了する平成28年度以降における行政改革の指針となる計画を策定し、計画的に行政改革を推進します。					行政改革の指針となる行政経営プランと同行動計画の計画期間5年間の実績について、行政経営プラン推進委員会での外部評価を実施し、行政改革推進本部からの指示を基に、PDCAサイクルを回すことで、総括を行った。また、行政経営プランに掲げた目標の達成状況を把握するため、市民満足度調査を実施した。 行政経営プランの計画期間が満了する平成28年度以降における行政改革の指針となる第2期岩倉市行政経営プランと同行動計画を策定し、取組を開始した。		特になし。	第2期岩倉市行政経営プランと同行動計画に基づき、計画的に行政改革を推進する。	○
② 民間活力の導入	公共サービスとしての役割や意義に十分留意しつつ、PFIや市場化テスト等による民間活力の導入を検討するとともに、市民活動団体などを含めた民間委託や指定管理者制度の導入・拡大を推進します。また、民間の経営努力の結果を活用するのみでなく、そのプロセスを取り入れた合理化・効率化を図ります。					平成28年度に協働のあり方検討委員会を改組し、民間活力等活用検討委員会を立ち上げ、民間委託等検討ガイドラインの見直しについて検討を進めている。 また、平成28年9月に給食の提供を開始した新学校給食センターでは、調理・配送業務の委託を開始した。 平成28年度末時点で、施設管理については、総合体育文化センター、生涯学習センター、ふれあいセンター、希望の家、みどりの家の5施設を指定管理者制度による管理で、南部老人憩の家、市民プラザ等について民間委託により管理をしている。 業務委託については、一般廃棄物収集運搬業務、水道事業に係る検針徴収業務、配水施設等運転管理業務、市民活動支援センター運営業務等で行っている。		民間委託等検討ガイドラインの見直しについて、PPP/PFI優先的検討規程との整合を図る必要がある。	民間委託等検討ガイドラインを見直すとともに、推進体制などの整備などについても検討を進めていく。	○
(2) 総合計画の進行管理と行政評価の推進	基本計画目標数値達成率	32.6%(H26)	-	-	100.0%				○	
	行政評価実施施策割合	100.0%(H26)	100.0%	100.0%	100.0%					

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
① 総合計画の計画的な推進	行政評価と実施計画、予算編成が連動するシステムを構築し、総合計画の着実な進行管理を図ります。					総合計画の単位施策ごとに評価をする施策評価シートを作成し、平成23年度実施施策から行政評価システムを構築し、総合計画の進行管理を行っている。 また、平成28年度においては、総合計画改訂後の基本計画に基づき第7次実施計画の策定、当初予算の編成を行った。		総合計画が改訂され、見直された指標などの要素を考慮し、計画の最終年度に向けた進行状況の管理をしていく必要がある。	迅速な評価を実施し、実施計画や予算編成との連動を図っていくとともに、計画の最終年度に向け、各目標の着実な達成が図られるよう、進行管理を実施していく。	○
② 行政評価の推進	総合計画に掲げた施策の目標達成度と効果を計るための行政評価システムの確立と的確な運用を図ることによって、PDCA サイクルによる効率的で実効性のある行政経営を推進します。また、評価結果の公表により行政の透明性を高めるとともに、より客観的な評価となるように外部評価の仕組みの導入を引き続き検討します。					平成23年度実施施策から施策評価を用いた行政評価システムを構築し、施策の進捗状況と総合計画に掲げた施策の目標指標の達成度について評価を行っており、単位施策ごとにPDCAサイクルによる施策の推進を図っている。 また、平成24年度実施施策から、ホームページで評価結果を公表している。		内部評価として実施しているが、実効性をより確保するため、外部評価について検討している。先進自治体の状況等を調査しているが、実施には至っていない。	より実効的な行政評価となるよう、運用していく。 また、行政の透明性を確保するために、外部の第三者委員会による評価の実施についても検討していく。	○
③ 市民意向調査の定期的な実施	「広報・広聴」の再掲 (P195)									
(3) 効率的な事務運営と満足度の高い行政サービスの推進	行政サービスのオンライン利用率	24.4%(H26)	37.8%	28.6%	30.0%				○	
① 行政の情報化推進	限られた財源や職員数という状況下で、効率性と迅速性、正確性を兼ね備えた業務を遂行するため、情報通信技術の積極的な導入と効果的な活用を図ります。					個人番号利用事務系、LGWAN 接続系、インターネットの3つのネットワークを分離したうえで、事務作業への影響を最小限に抑えるため、仮想化技術を導入し、効率よく業務を行える環境を整えた。		セキュリティを強化した影響で個人番号利用事務系を主に使用する担当課については、内部事務に関する情報共有がこれまでより制約を受けている。	個人番号利用事務系を主に利用する職員間の情報共有について、セキュリティに配慮しながら検討していく。	○
② 情報セキュリティ対策等の推進	地方自治体としての適正なレベルで情報セキュリティを保持し続けるため、職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を徹底するとともに、技術の進歩に合わせたシステム・運用体制の強化を継続します。また、大規模災害などが発生し、情報通信機器やシステムに不測の事態が生じた際に迅速かつ確かな業務の応急措置・復旧が図れるようにするため、情報通信技術部門の業務継続計画 (BCP) を策定します。					情報セキュリティに関する研修を新規採用職員、情報処理リーダー、パート職員に対して実施、また、標的型攻撃メール対応訓練を実施し、セキュリティ意識と知識の向上に努めた。 総務省の示す自治体情報システム強靱性向上モデルに対応し、3つのネットワークの分離を行い、セキュリティを強化した。		ICT 部門に関する BCP (ICT-BCP) については未策定となっている。	今後予定しているシステムの入れ替えに合わせて BCP についても検討していく。	○
③ 公共施設の計画的な改修と有効活用	老朽化の進む公共施設の長寿命化を図るために、公共施設等総合管理計画等を策定し、総合的かつ計画的な施設改修等を推進するとともに、市民ニーズに合わせた多目的利用などを進め、公共施設の有効活用を図ります。					公共施設等総合管理計画では、平成27年度に引き続き3回の研究会を開催し、公共建築物と道路や橋梁といったインフラ資産について管理に関する基本的な方針を定めた「岩倉市公共施設等総合管理計画」を平成29年1月に策定した。 公共施設再配置計画については、公共施設再配置計画検討委員会の組織を立ち上げ、公共施設の評価・分析について、3回開催した。また、施設の利用状況や今後のあり方について、市民2,500人を対象に市民アンケートを実施するとともに所管課や関係団体へのヒアリングについて実施した。		将来的な公共施設の長寿命化計画及び再編に向けた統廃合・複合化などの手法によるモデル事業案を含めた公共施設再配置計画を策定する必要がある。	公共施設再配置計画の策定にあたり、小学校区ごとの市民説明会や関係団体ヒアリングなどを実施しながら、実行性のある再配置計画のモデル事業案を策定する。	○
④ 窓口サービス等の充実	施設窓口では、わかりやすい、手続きのしやすい受付ができるように努めるとともに、市民生活における情報通信機器等の普及に合わせた質の高い市民サービスの提供を実現するため、費用対効果を考慮しながら、情報通信技術を活用した行政サービスのオンライン化に努めます。					マイナンバーカード交付専用窓口を開設しスムーズに交付を行うため予約制で実施したことにより窓口での待ち時間を短縮することができた。 諸証明のコンビニ交付については他の自治体の導入状況や費用額の把握等を行った。		マイナンバー制度により転入・転出等に伴う異動等の処理項目が増え窓口の処理時間が増えた。今後、マイナンバーカードの普及に伴い更に所要時間が増大することが推測される。	引き続きコンビニ交付の導入を研究する。 待ち時間を感じさせないような待合スペースのあり方について検討する。	○
(4) 分権型社会への対応										○
① 行政執行能力の向上	地域の課題解決や創造的なまちづくりを進めていくために、職員の行政執行能力や政策形成能力の向上を図ります。					外部の研修機関等が実施する研修への積極的な受講や市独自の研修や職員提案制度の実施により、職員の行政執行能力や政策形成能力の向上を図った。		研修計画に基づく研修等に取り組むことにより、職員の能力向上を図る必要がある。	引き続き、成果が短期間のうちに出るよう、研修等を通じて、職員の育成を図る必要がある。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標				個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由			積み残し課題（新たな課題）
個別施策の名称	個別施策の内容								
② 地方分権への対応	国や県からの権限移譲に対応できる組織体制の整備を図るとともに、地方分権や市町村合併など、地方自治制度のあり方についての研究を進めます。				<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革を図るための関係法律の整備に関する法律や愛知県事務処理特例条例により本市に権限移譲を受けた事務について、条例等の整備や県からマニュアルの提供を受けたことなどにより、適切な事務の移譲を行うことができている。</p> <p>地方自治制度のあり方については、県のセミナーなどに参加し研究を行っている。</p> <p>同程度の人口規模の他自治体と比べても、本市は積極的に移譲を受け入れている。</p>		愛知県事務処理特例条例で移譲対象事務となっているものの、本市の事情により移譲を受けていない事務が一部存在する。 今後の人口減少社会における基礎自治体のあり方等、引き続き研究していく必要がある。	地方分権の観点から、引き続き権限移譲を受け入れるための研究をする。事務量に見合った組織を作ることなど移譲する事務に応じた事務能力を向上させる。	○
③ 広域行政の推進	周辺市町との連携・協力により、広域的な課題解決に取り組むとともに、市民に周辺自治体の情報提供などを行い、市民サービスの向上に努めます。また、新たな広域的な共通課題が生じた際には、一部事務組合や広域連合といった事務の共同化などによる対応を適宜進めます。				<p>消防通信指令事務の共同運用に係る事業は、平成28年度から運用開始し、消防力の強化、業務の効率化を図っている。</p> <p>平成23年度に設置された愛知県東尾張地方税滞納整理機構に参加し、毎年職員を1名派遣しており、滞納整理のノウハウを学ぶとともに収納率の向上に努めている。</p> <p>平成23年度に2市3町広域行政研究会を設置し、様々な課題についての研究を行っている。協働部会では、平成27年度から2市3町の交流をテーマに協働フォーラムを実施しており、平成28年度は岩倉市で開催した。</p>		消防通信指令事務の共同運用開始後の検証を行ったうえで、消防の広域化についての検討が再開される予定である。 平成30年度からの国民健康保険の県単位での広域化が決まったため、広域化に向けての協議が本格化することが想定され、適切に対応していく必要がある。	今後、広域での取組が一層重要となってくるため、情報収集に努め、検討を進めていく。	○
④ 地域コミュニティの強化	「市民協働・地域コミュニティ」の再掲（P182）								

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち			節	第7節 行財政運営					責任者	所属	行政課	
基本施策	2 財政運営			総合計画書記載ページ	P203-205					氏名	中村 定秋		
施策がめざす 将来の姿	●税制について市民の理解が十分得られて、自主的な納税が行われています。			基本施策 の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<p>・安定的な財源の確保では、納税意識や収納率の向上に向けて、固定資産税の概要及び税制改正についての広報周知、外国語版の家屋調査の案内手紙と説明資料の作成、小学生への租税教室の開催、外国人サポート職員の配置、休日納付窓口の開設、口座振替受付サービスの拡充、差し押え財産のオークションなどを実施した。また、受益者負担の適正化に向けて、平成31年10月からの消費増税にあわせ、使用料等の見直し指針（案）、見直し料金（案）を策定した。その他の財源確保に向けては、公共施設の自動販売機の入札やふるさとといわくら応援寄附金の寄附者の増につなげる取組を実施し、国の補正予算による補助金等は、積極的に確保できた。</p> <p>・歳出の効率化では、選択と集中による予算執行に向けて、経常経費2%削減を目標に掲げ、実施計画を基本に予算を積み上げ、空調機の導入は、リース調達や入札の共同実施により導入費用だけでなく保守費や修繕費等の削減に努めることができた。また、財政健全化への取組に向けて、広報紙等により財政運営の透明性の確保と財政状況に関する説明責任を果たすとともに、今後は、統一的な基準による新地方公会計の導入に向けた取組を実施していく。</p> <p>以上、引き続き、健全な財政運営に努めていく。</p>								
	●限られた財源を効果的に活用し、将来世代に過度な負担を残さない、健全な財政運営がされています。												
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値				目標値	算出根拠	
					年度	基準値	H24	H25	H26	H27	H28		H32
	実質公債費比率			%	H26	5.5	7.0	6.1	5.5	4.8	4.0		12.0以内
将来負担比率			%	H26	37.2	37.5	33.3	37.2	42.0	44.0	120以内		

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 安定的な財源の確保	市税収納率	94.5%(H26)	95.5%	96.4%	95.5%				○	
① 納税意識の向上	税の仕組みや使い道、財政状況などを、広報紙やホームページ、まちづくり出前講座などを通して、わかりやすく、積極的に情報提供をすることによって、税に対する市民意識の向上を図ります。また、外国語の資料を作成するなど、在住外国人への周知・啓発に努めます。					<p>平成29年1月号の広報紙に固定資産税の概要及び税制改正に伴う医療費控除の特例制度について記事を掲載した。また、近年外国人の住宅取得が増加しているため、外国語版の家屋調査の案内手紙と説明資料についても作成した。</p> <p>この他に、小学生を対象に租税教室を開催し、税に対する意識の向上を図った。</p> <p>ポルトガル語を話すことができる通訳を配置し、外国人納税者に対して税の周知、啓発を行った。</p>		納税者、外国人ともに複雑な税の仕組みをいかに分かりやすく伝えるかが課題である。提供される情報の質を上げていく必要がある。	他市の広報紙、ホームページを参考に研究する。	◎
② 収納率の向上	納税者の利便性の向上を図るため、口座振替制度の利用を奨励するとともに、市税の新たな収納方法について検討するなど、納税機会の拡大に努めます。また、自主的な納付が見込めない滞納者に対しては、徹底した調査の上、財産の差し押えを執行し、インターネット公売等により効率的な換価を行います。					<p>毎月第3日曜日に休日納付窓口を設け納税機会の拡大を図るとともに、外国人滞納者には、ポルトガル語を話すことができる通訳を配置し、徴収体制を強化した。</p> <p>平成28年4月から市税等について口座振替受付サービスを拡充し、手続等の簡素化を図るとともに、サービスの利用促進のため、平成29年度の納税通知書の封筒にイラストを掲載した。</p> <p>滞納者に対し、担当地区を設け徹底した財産調査を行い、催告書等で連絡がない者や約束不履行の者に対し、財産の差し押えを413件行った。</p> <p>現年度対策として、高額滞納者に対し徴収員による臨戸を行うとともに、財産調査を新たに実施し、現年度の差し押えを執行するなど、収納率の向上に努めた。</p>		<p>収納率向上のため、新たな収納方法について、費用対効果を考慮し、導入の検討を行う必要がある。</p> <p>収納率向上のためには、組織として滞納整理業務を実施する体制が必要である。また、東尾張地方税滞納整理機構への職員派遣を通じて、滞納整理のノウハウを維持・向上させていく必要がある。</p>	<p>収納率の向上に向けて、引き続き取り組む。口座振替による納税者を増やす。</p>	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
						滞納者の自宅等の搜索を平成28年度は4回実施し、搜索で差押えた軽自動車等を官公庁オークションに出品して換価を行い、滞納税へ充てた。			
③ 受益者負担の適正化	必要な行政サービスをその受益に応じた適正な費用負担によって持続的に提供できるようにするため、サービス提供に係る経費とのバランスを考慮し、応益割と応能割の考え方によって低所得者や障害者等への配慮をしながら使用料・手数料、負担金等の適正化に努めます。					平成28年5月に第2回使用料等適正化検討部会を開催し、趣旨、策定スケジュール、検討方法、指針（案）、料金算定の方法等を説明し、関係課に見直し指針（案）への意見聴取、改定の可否に係る調査を依頼した。消費税増税が延期されたことで、当初の予定通り見直しは見送ることとなったが、見直し指針（案）、見直し料金（案）を策定した。	使用料等の見直しを平成31年度予算へ反映させるため、社会情勢や施設の最新情報等を勘案したうえで、見直し指針、見直し料金の策定、庁内合意、パブリックコメント等を実施していく必要がある。	平成31年10月からの消費税増税にあわせ、使用料等の見直しを実施する。	○
④ その他の財源確保	収入増をめざし、未利用財産の有効活用・売却や有料広告などによる新たな財源の確保を図るとともに、国や県等の補助金・交付金等の積極的な活用に努めます。					平成29年1月に公共施設の自動販売機を更新するための入札を実施した。ふるさといわくら応援寄附金では、新たな利用サイトへの登録や勸奨通知の送付など寄附者の増につながる取組を実施した。国の補正予算による補助金等は、積極的に確保できた。	自発的な未利用財産の有効活用・売却が必要である。有料広告について、増やしていくための方策が必要である。	引き続き、収入増をめざし財源確保に取り組む。	○
(2) 歳出の効率化	経常収支比率	84.5% (H26)	80.9%	85.3%	86.0%以内				○
① 「選択と集中」による予算執行	「選択と集中」を念頭に市民意向と費用対効果を多角的に検討し、現在だけでなく将来にも責任ある計画的な予算を編成します。部局間の情報交換や連携を積極的に行い、関連事業の集中実施や共同実施をするなど、適正かつ厳格な予算執行に努めます。					予算編成は、経常経費2%削減を目標に掲げ、実施計画を基本に予算を積み上げて査定を実施した。また、空調機の導入については、リース調達や入札の共同実施により導入費用だけでなく保守費や修繕費等の削減に努めることができた。	今後、公共施設の再配置、長寿命化を進めていくにあたり、将来世代への過度の負担とならないよう留意し、計画的な予算の執行に努めていかなければならない。	引き続き、適正かつ厳格な予算執行に取り組む。	○
② 財政健全化への取組	市の財政状況を客観的に認識するため、資産・債務・費用等の的確な把握と管理を行うなど、健全な財政運営に努めるとともに、財政運営の透明性の確保と財政状況に関する説明責任を果たします。					財政状況の公表については、決算報告、総合計画に沿った事業報告、健全化判断比率の報告など見やすく、分かりやすくするとともに新たに市の一般会計決算を家計簿に置き換えて広報紙等に掲載した。新地方公会計（統一的な基準）の整備では、その前提となる固定資産台帳の整備を実施した。	平成28年度決算からは、新地方公会計（統一的な基準）での公表が必須となってくるため、平成28年度に整備した固定資産台帳を活用し、公会計システムの導入、財務書類の作成などへの対応が必要となってくる。これまで15年程度減少してきた一般会計の市債残高が7年前のレベルまで増加した。	新地方公会計の導入により資産・負債のストック情報や現金主義の会計制度では見えにくいコストが把握できるようになり、その情報を公表することで、分かり易く透明性のある説明を実施する。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち	節	第7節 行財政運営	責任者	所属	秘書企画課					
基本施策	組織・人事マネジメント	総合計画書記載ページ	P206-208	氏名		佐野 剛					
施策がめざす 将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●能力と実績に応じた人員配置と柔軟な組織体制で、市民サービスが向上しています。 ●地域の課題を発見し、解決する能力を持った市民に信頼される職員が多くなっています。 	基本施策 の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・企業誘致・シティプロモーション・住宅施策をまちづくり政策推進として位置付け、共通の理念及び目標に向け、積極的に取組みの推進を図った。 ・市職員研修計画に基づき、市独自研修や派遣研修を実施した。 ・改正後の地方公務員法に基づき、人事評価制度を導入した。平成28年4月から、従来、実施してきた目標管理制度を一部修正し、業績評価を実施した。また、平成28年10月から、従来、管理職職員を対象に実施してきた勤務評定をベースに構築し能力評価を実施した。 								
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠			
	職員の応対に満足している市民の割合	%	年度 H26	基準値 71.2	H24 -	H25 -	H26 71.2	H27 -	H28 73.8	H32 75.0	・市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 弾力的な組織体制の構築										○
① 行政需要等に応じた組織・機構の再編	地方分権の進展や新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応し、効率的な行政サービスを継続していくことのできる組織運営と市民にわかりやすい組織づくりを行います。					現在の組織・機構を検証することを目的に、全所属長に対してアンケートを実施した。 また、企業立地を推進するため、平成29年4月1日から企業立地推進室を設置することとした。 平成27年度に引き続き、本市が将来にわたって個性豊かな魅力あるまちでありつづけられるよう、広報・企業誘致・シティプロモーション・住宅施策の4つの施策をまちづくり政策と位置付け、計18回のまちづくり政策推進会議を開催し、共通の理念及び目標に向け、積極的に取組みの推進を図った。		市民ニーズの多様化に伴う新たな行政課題を把握していく必要がある。	引き続き、市民ニーズに即した組織運営を図っていく。 また、アンケートにより把握した各課の現在の状況や中長期の課題について、今後の組織・機構の見直しに役立てていく。	○
② プロジェクトチームの活用	総合的な視点から検討することが必要な行政課題については、組織や機構の枠を越えたプロジェクトチームを編成し、戦略的かつ弾力的に課題解決に取り組みます。					平成28年度は2つのプロジェクトを編成し課題解決に取り組んだ。 政策創造研究プロジェクトは、プロジェクトメンバーを財源部会と協働部会の2つの部会に分け、それぞれの担当課を交えて議論することで、より具体的で実現可能な施策の提案を行った。 協働のあり方検討委員会は、後援名義使用に関する基準と民間委託等検討ガイドラインについての見直しについて検討を行った。		組織や機構の枠を超えた行政課題を把握するとともに、必要に応じてプロジェクトチームを設置し、その課題解決に向けての協議・研究を行う必要がある。	引き続き、プロジェクトチームを活用していく。	○
(2) 適正な人事管理の推進	定員適正化計画の見直し	実施(H26)	実施	実施	実施					○
	定員適正化計画目標数値達成率	99.7%(H26)	98.1%	99.5%	100.0%					
① 職員定数の適正化	職員からの自己申告書の提出により、職員の適正や能力等を反映した配置を行うとともに、多様化する行政ニーズや新たな行政課題に的確に対応するため定員適正化計画に基づき、職員採用を行います。					平成27年度に引き続き、自己申告書を全職員から提出させ、適正な人事管理を行う基礎資料として活用した。 また、職員配置について、所属長とヒアリングを実施した。		中期的な職員定数の方向性を定める定員適正化計画の作成や類似団体との比較・検討や組織体制の見直しを行いながら、適正な定員管理を継続的に取り組んでいく必要がある。	引き続き、適正な定員管理に取り組み、職員を配置していく。	○
② 多様な任用制度の活用	再任用制度や社会人採用制度などの活用により知識と経験を有する人材を確保するとともに、庁内公募制など職員の意欲向上と組織活性化のための任用制度を導入することなどにより、人的資源の有効活用を図ります。					知識と経験を有する再任用職員を15人採用した。		高い専門性やノウハウを持つ職員が定年退職を迎え、行政サービスが低下しないよう再任用制度のいっそうの活用と計画的な採用を行う必要がある。 また、社会人採用制度や庁内公募制の実施については、引き続き検討を行う必要が	専門性の必要な分野における任期付職員や社会人経験者の採用について、引き続き検討していく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(3) 職員の能力開発	職員提案の応募数	25件(H26)	56件	64件	100件				○	
① 人材育成の推進	人材育成基本方針に掲げる「職員を育てる職場環境、職員研修及び人事管理」の3つの戦略の取組状況などを把握し、適宜、見直しを図りながら人材育成を推進します。					職員一人ひとりの意識改革やスキルアップのために、人材育成基本方針に基づき、職員研修計画や職員提案制度、業務改善運動などに取り組んだ。		人材育成基本方針について、取組状況などの進捗管理方法を研究する必要がある。	人材育成を実効性あるものとするためには、研修を充実・実施するだけでなく、職場における様々な場面を人材育成に活用していく。	○
② 人事評価システム制度の運用	任用、給与、その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び業績に基づく人事評価制度を導入し、適切な運用に努めます。					改正後の地方公務員法に基づき、人事評価制度を導入した。平成28年4月から、従来、実施してきた目標管理制度を一部修正し、業績評価を実施した。また、平成28年10月から、従来、管理職職員を対象に実施してきた勤務評定をベースに構築し能力評価を実施した。 また、評価者間の評価誤差をすり合わせることでより統一的な評価基準を身につけるため、平成27年度から評価者研修を実施している。		評価結果の任用・給与などへの反映方法を継続して検討していく必要がある。	適切な人事評価を実施していくため、引き続き評価者研修を実施し、評価者のスキル向上に努めていく。 また、人事評価制度は、これで完成というものではないため、常に課題を洗い出し、よりよい制度にしていく。	○
③ 職員研修等の充実	人材育成の基本的な手法であるOJTを中心として、階層別・専門研修などのOff-JTを積極的に進め、政策形成能力や専門能力等、職員一人ひとりの資質の向上に努めるとともに、職員提案制度や業務改善運動等を通じて職員・組織の改革意識やチャレンジ精神の向上を図ります。また、国、県等との多様な人事交流を進め、広い視野と専門知識を持った職員の育成に取り組めます。					職員研修計画に基づき、市独自研修（970人）の実施、及び研修機関が実施する研修（172人）に職員を派遣し、延べ1,142人の職員が研修を受講した。受講後は受講報告書やアンケートの提出により研修効果を測定した。 業務改善運動は、全職員（33チーム）が取り組み、発表会には市議会議員や区長への参加も呼びかけ117人の来場者であった。 また、職員提案制度は、課題に対する提案を募集する内容を追加し64件の提案があった。		目指す職員像となるよう、職員を育成するために、「職場研修」や「職場外研修」を実施する他、職員一人ひとりが、自己の能力の開発・向上のために主体的に学習する「自己啓発」の3つを連携させ、より効果的かつ実践的な研修を継続実施し、充実を図っていく必要がある。	引き続き、市職員研修計画に基づき研修を実施し、長期的かつ総合的な観点から人材育成に取り組んでいく。	○